

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-04		戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	準夜間小児初期救急医療事業費	部課名	健康部生活衛生課	担当者名	北川	課長名	内線	東山 422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-04-01	準夜間小児初期救急医療事業						
事務事業の種類	新規事業（29年度 28年度）		建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	荒川区小児初期救急平日準夜間診療事業実施要綱			
終期設定	有	無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市						
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	06	小児医療の充実					
目的	診療所が診療を実施しない平日準夜間における小児救急患者に対し初期救急医療事業を実施することにより、小児救急医療体制を確保し小児医療の充実とともに子育て支援の充実を図る。							
対象者等	15歳未満の初期救急医療を必要とする患者							
内容	（荒川区小児初期救急診療所の概要） 1 開設日 平成18年6月7日 2 診療時間 平日（月曜日～金曜日）の19時～22時まで（準夜間の3時間） 3 対象者 15歳未満の初期救急医療を必要とする患者 受診の際には、医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 4 診療医師 小児科専門医など小児科医師が診療 5 開設場所 荒川区医師会館1階（荒川区西日暮里六丁目5番3号）							
経過	平成14年度 都は平成18年度までに各区における平日準夜間（概ね午後5時～午後10時までの間の3時間程度）の固定施設における初期救急診療体制の整備を目指し、助成を開始 平成16年度 検討開始、医師会等関係機関と協議、検討 平成18年度 施設開設 東京都から、小児初期救急平日夜間診療事業補助金、小児初期救急施設整備費補助金、 小児初期救急設備整備補助金の交付を受けた。 対象者24,595人（人口一覧表平成29年4月1日現在による）							
必要性	病状が急変しやすい子どもの健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、この事業により救急病院における小児初期急患による混雑を緩和するなど、救急病院が本来の機能を遂行するうえでも、事業の必要性は高い。							
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 業務委託件名：平日準夜間小児初期救急診療事業運営業務委託契約 委託先：一般社団法人荒川区医師会 委託料：24,428,088円							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		25,073	25,167	25,073	25,754	26,062	25,657	25,754
決算額（29年度は見込み）		24,003	24,061	24,065	24,736	24,558	24,558	25,754
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	受診者数	882	959	850	909	830	903	883

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	小児救急医療運営委託費	24,428	委託料	小児救急医療運営委託費	24,428	報償費	協議会運営謝礼	26
負担金補助等	小児救急医療運営補助金	130	負担金補助等	小児救急医療運営補助金	130	需用費	協議会運営用食糧費	2
						委託料	小児救急医療運営委託費	24,526
						負担金補助等	小児救急医療運営補助金	1,200

行政コスト計算書	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政費用	給与関係費		1,227	行政収入	地方税		0
	物件費		24,428		国庫支出金		0
	維持補修費		0		都支出金		3,675
	扶助費		0		分担金及び負担金		0
	補助費等		130		使用料及び手数料		0
	減価償却費		0		その他		0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0		行政収入合計(a)		3,675
	賞与・退職給与引当金繰入額		343		行政収支差額(a)-(b)=(c)		22,453
	その他行政費用		0		金融収支差額(d)		0
	行政費用合計(b)		26,128		通常収支差額(c)+(d)=(e)		22,453
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		22,453		

備考 行政費用全体の93%を占める物件費については、医師会への委託料となっている。

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
	一日あたりの平均受診者数(人)	3.7	3.4	3.7	3.7		

問題点・課題	子育て世代の医療ニーズを充足できる環境整備を図るため、荒川区医師会等関係団体との連携により小児科医師の確保等の体制整備を推進していく必要がある。
他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区) 千代田区、中央区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
	区民への周知方法や、初期救急のあり方について継続的に検討していく。	平日・土曜日と休日を通し、固定施設として、「荒川区医師会こどもクリニック」を設置し、区民が受診しやすい環境整備を推進できた。	救急病院における小児初期急患による混雑の緩和を推進できるよう、引き続き、区広報媒体等を通じ、本事業の啓発を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
推進	推進	症状が急変しやすい子どもの健康を守る事業として欠かせない事業であり、引き続き実施する必要がある。

議会議決(要旨)	平成16年二定 小児初期救急診療について 平成18年二定 センターでの電話相談の実施について
----------	---

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-02-24	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	妊娠高血圧症候群等医療給付事務	部課名	健康部健康推進課	課長名	関	担当者名	田澤 内線 433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-04-01	妊娠高血圧症候群等医療給付事務					
事務事業の種類	新規事業（29年度 28年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	荒川区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	06	小児医療の充実				
目的	妊娠高血圧症候群等は、妊産婦の死亡原因になるとともに、未熟児・心身障害児の発生原因となる等、出生児に対する影響が著しいため、早期に適切な医療を受けることが容易になるよう、必要な医療費の助成を行なう。						
対象者等	妊娠により入院医療を必要とする 妊娠高血圧症候群等 糖尿病 貧血 産科出血 心疾患及びその続発症のうち、認定基準を満たすものの中で、前年度総所得税額が30,000円以下の世帯に属する者又は入院見込期間が26日以上の方						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠高血圧症候群等の医療費助成額 妊娠高血圧症候群等の入院治療に要する費用の中で、医療保険を適用して生じる自己負担額。ただし、入院時食事療養費標準負担額を除く。 ・申請方法 助成の申請は医療費助成を受けようとする妊産婦または配偶者であって、申請書に診断書・世帯調書・所得証明書等を添付する。医療助成の対象者と認定したときは、契約医療機関にて医療を受けた場合は医療券を申請者に交付し、契約医療機関以外で医療を受けた場合は医療費を被交付者等に支払う。 						
経過	昭和39年度 「妊娠中毒症等に係る医療費助成事業」を国庫補助事業として実施（実施主体は都） 昭和50年度 特別区が実施主体となる。 平成9年度 国庫補助金が一般財源化 平成18年度 日本産婦人科医学会が「妊娠中毒症」から「妊娠高血圧症候群」に定義変更 平成26年度 日本糖尿病学会がHbA1cの表記を「JDS」値から「NGSP」値に変更						
必要性	妊産婦の死亡や未熟児等の発生を防ぐために必要不可欠である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		716	139	84	1,464	1,464	1,604	548
決算額（29年度は見込み）		714	138	1	1,107	776	255	548
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	給付件数	5	3	0	10	6	2	4

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	診断書	2	需用費	診断書	1	需用費	診断書	1
委託料	妊娠高血圧症候群等事務費	0	委託料	妊娠高血圧症候群等事務費	0	委託料	妊娠高血圧症候群等事務費	1
扶助費	妊娠高血圧症候群等医療費	774	扶助費	妊娠高血圧症候群等医療費	255	扶助費	妊娠高血圧症候群等医療費	546

	勘定科目			差額	勘定科目			差額
	27年度	28年度			27年度	28年度		
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費		1,606	行政収入	地方税		0
		物件費		1		国庫支出金		0
		維持補修費		0		都支出金		0
		扶助費		255		分担金及び負担金		0
		補助費等		0		使用料及び手数料		0
		減価償却費		0		その他		0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0		行政収入合計(a)		0
		賞与・退職給与引当金繰入額		84		行政収支差額(a)-(b)=(c)		1,947
		その他行政費用		0		金融収支差額(d)		0
		行政費用合計(b)		1,947		通常収支差額(c)+(d)=(e)		1,947
	特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		1,947		
備考	行政費用としては給与関係費が大部分を占め、医療費である扶助費がそれに続いている。							

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	給付件数	10	6	2	3		29年度(見込み)は26～28年度の平均

問題点・課題	
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策		
平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
引き続き、ホームページの内容の精査及び改善に努める。	ホームページおよびあらかわ子育て応援ブックに記載されている情報について、内容を精査した。	申請に必要な書類等の案内用紙について、その内容を精査する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	妊産婦の死亡や未熟児等の発生を予防するため必要な事業であり引き続き実施する。

議(要旨)況	
--------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-02-25	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	未熟児養育医療給付	部課名	健康部健康推進課	課長名	関	担当者名	田澤 内線 433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-04-02	未熟児養育医療給付					
事務事業の種類	新規事業（29年度 28年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	母子保健法第20条		
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区未熟児養育事業実施要綱		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	06	小児医療の充実				
目的	未熟児は、一般の新生児に比べて機能が未熟であり疾病にかかりやすく、その死亡率が高いばかりでなく、心身に障害を残すことも多い。したがって、出生後速やかに適切な処置を講ずる必要がある。このため、母子保健法第20条の規定により、これらの未熟児に対し、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行う。						
対象者等	区内に居住する母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた者。（未熟児とは、出生児体重が2,000g以下の者、または、生活力が特に薄弱であって、要綱に規定するいずれかの症状を示す者のことをいう。）						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付の内容 指定医療機関における入院医療の給付の範囲は、診察、薬剤または治療材料の支給、医学的処置・手術・その他の治療、病院等への入院等、移送及び食事代で、公費負担額は各種社会保険を適用して生ずる自己負担額 ・ 負担金徴収 母子保健法施行細則別表で定めた徴収基準額を保護者から徴収することとなっているが、区では乳幼児医療券が交付されている世帯には、保護者から提出される委任状により衛生費と民生費の振替納入方法を利用し、区民のサービス向上と所管事務の能率を図っている。 ・ 申請方法 給付の申請は保護者が行なうこととし、申請書に養育医療意見書、世帯調書、各種所得証明書等を添付する。養育医療の給付を決定したときは、医療券を保護者に交付する。 						
経過	平成8年度から、母子保健法施行細則別表で定めた徴収基準額（自己負担金）について、乳幼児医療証が交付されている世帯に対しては、保護者から提出される委任状により衛生費と民生費の振替納入制度を適用することとした。						
必要性	未熟児の死亡率を低下させる援助であり必要不可欠である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		13,929	10,965	15,694	25,724	17,837	19,663	18,330
決算額（29年度は見込み）		13,068	10,433	15,444	20,716	11,222	17,603	18,330
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	申請件数（実人数）	39	42	45	38	43	41	
	給付件数（延人数）	129	106	158	154	113	133	

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	養育医療意見書	2	需用費	養育医療意見書	2	需用費	養育医療意見書	3
委託料	事務費	5	委託料	事務費	6	役務費	事務費	3
扶助費	医療費	11,215	扶助費	医療費	17,594	委託料	医療費	9
						扶助費	書類送付用	18,315

	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費		1,606	行政収入	地方税		0
	物件費		8		国庫支出金		9,090
	維持補修費		0		都支出金		4,545
	扶助費		17,594		分担金及び負担金		3,365
	補助費等		0		使用料及び手数料		0
	減価償却費		0		その他		2
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0		行政収入合計(a)		17,002
	賞与・退職給与引当金繰入額		84		行政収支差額(a)-(b)=(c)		2,291
	その他行政費用		0		金融収支差額(d)		0
	行政費用合計(b)		19,293		通常収支差額(c)+(d)=(e)		2,291
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		2,291		
備考	医療費である扶助費が行政費用の大部分を占めている。行政収入としては、国および都の支出金が大部分を占め、自己負担分に係る分担金及び負担金がそれに続いている。						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	申請件数(実人数)	38	43	41	41		29年度(見込み)の申請件数は26~28年度の平均
	給付件数(延人数)	154	113	133	133		29年度(見込み)の申請件数は26~28年度の平均

問題点・課題	未熟児養育医療給付制度の対象者に該当していながら、制度の存在を知らないため、申請を行わないケースがあると推定される。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策		
平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
引き続き、養育医療の対象者に該当する可能性がある子の保護者に対して、申請を勧めていく。	養育医療の対象となる可能性のある未熟児等の保護者に対して、新生児訪問などの際に申請を勧奨した。	継続して、養育医療の対象者に該当する可能性がある子の保護者に対する申請の勧奨と案内に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	未熟児の死亡率を低下させるため重要な事業である。

議(要旨)問状	
---------	--

	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費		1,303	行政収入	地方税		0
	物件費		261		国庫支出金		0
	維持補修費		0		都支出金		130
	扶助費		0		分担金及び負担金		0
	補助費等		0		使用料及び手数料		0
	減価償却費		0		その他		0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0		行政収入合計(a)		130
	賞与・退職給与引当金繰入額		68		行政収支差額(a)-(b)=(c)		1,503
	その他行政費用		0		金融収支差額(d)		0
	行政費用合計(b)		1,633		通常収支差額(c)+(d)=(e)		1,503
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		1,503		
備考	行政費用では、平成28年度は日常生活用具の給付6件、261千円の委託料が物件費としてかかっています。						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	日常生活用具給付件数	0	2	6	0	0	実績
	新規・更新申請等件数	230	187	206	187	187	実績・見込

問題点・課題	日常生活用具給付については、原則として障害者自立支援法による補装具の給付が優先することや、対象者の母数が医療費助成の対象者約100名程度と少数であることから本事業の対象者数や対象となる用具の種類等を見込むことが難しい。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策		
平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
障害者福祉課と連携し、適切な給付に努める。	障害者福祉課と連携しつつ、日常生活用具の給付を行った。	障害者福祉課と連携し適切な給付に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	小児慢性特定疾病に罹患している児童等の療養支援のため必要な事業である。

議(要旨)問状	
---------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-03-08	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	育成医療給付	部課名	健康部保健予防課	課長名	加藤	担当者名	本田
						内線	430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-04-04	育成医療給付					
事務事業の種類	新規事業（29年度 28年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	障害者総合支援法第52～58条、障害者総合支援法施行令第27～35条等		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	06	小児医療の充実				
目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の規定により、身体に障害のある児童に対し指定自立支援医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の支給を行う。						
対象者等	保護者が荒川区に住所を有する18歳未満の児童で、身体障害者福祉法の規定による身体上の障害を有する者又は現存する疾患が、当該障害又は疾患にかかる医療を行わないときは、将来において同程度の障害を残すと認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるもの。						
内容	<p>（申請方法等）</p> <p>育成医療を受ける者の保護者が申請書、医療意見書、世帯調書、所得税額証明書等を提出する。給付を決定した場合は、支給（変更）認定通知書、受給者証、自己負担上限額管理票を保護者に交付する。</p> <p>（給付の内容）</p> <p>指定医療機関での診察・薬剤又は治療材料・治療用補装具の支給、医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護（訪問看護）、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、移送。給付対象の児童が医療保険各法の被扶養者等である場合、医療保険各法による給付が優先し、その残額から自己負担額を控除した額を育成医療で給付する。また、育成医療の給付額が高額療養費制度に該当する場合は、その限度額から自己負担額を控除した残額を育成医療で給付する。指定医療機関は、育成医療の支給に要する費用のうち、1割相当額を保護者から徴収する。ただし、保護者の区民税額・所得及び患者の障害等により負担限度が設定されている。</p>						
経過	<p>平成11年度までは東京都が内容の審査、認定、医療券の交付、給付事務を行い、保健所は申請書の受理、東京都への進達事務を行っていた。平成12年度から都区制度改革により、審査・認定・受給者証の交付・医療の給付事務は区で行うようになった。</p> <p>平成25年度から都道府県並びに指定都市及び中核市が処理する育成医療に係る自立支援医療費の支給認定及び自立支援医療費の支給等の事務が全ての市町村へ委譲されたため、都区制度改革に基づき実施していた形から、区が実施主体として行う事務へと変更になった。</p>						
必要性	障害を抱えている子どもたちが現在効果的かつ必要な治療を受けることで、生活能力を取得し、自立した生活が可能となるように支援することが求められている。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		2,249	9,591	2,103	2,674	1,918	2,067	2,067
決算額（29年度は見込み）		1,437	4,885	836	1,337	1,359	667	2,067
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	申請件数	14	13	6	6	9	9	10

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品	0	需用費	消耗品	1	需用費	消耗品	1
委託料	事務費	1	委託料	事務費	1	委託料	事務費	3
扶助費	医療費	1,291	扶助費	医療費	665	扶助費	医療費	2,063
償還金利息等	26年度分国庫負担返還金	66						

	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	行政費用			行政収入			
	給与関係費		492	地方税		0	
	物件費		2	国庫支出金		1,032	
	維持補修費		0	都支出金		166	
	扶助費		666	分担金及び負担金		0	
	補助費等		0	使用料及び手数料		0	
	減価償却費		0	その他		0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	行政収入合計(a)		1,198	
	賞与・退職給与引当金繰入額		180	行政収支差額(a)-(b)=(c)		142	
	その他行政費用		0	金融収支差額(d)		0	
行政費用合計(b)		1,340	通常収支差額(c)+(d)=(e)		142		
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		142		
備考	育成医療に係る医療費がかかっています。認定・医療費支払事務等に係る給与関係費がかかっています。						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	自立支援(育成医療)認定者	6	8	6	10	10	

問題点・課題	育成医療の申請は、所得制限の導入、自己負担限度額の設定等件数に比して、受付説明・処理事務が煩雑になっている。 区においては、平成19年4月より生まれてから中学校3学年終了までの子供を対象に、入院、通院に関わらず医療保険適用の自己負担分を助成する「子ども医療助成事業」が施行されたことにより、「育成医療」より「子ども医療助成事業」を選択する対象者が増加しているのではと推測される。 平成28年1月より個人番号制の施行に伴い、申請者の同意のもと課税状況を区が確認できることとした。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策		
平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
子ども医療助成等、他の助成制度との関係を必要に応じて説明し、子どもの医療費に係る区民の理解を高めるよう努める。	子ども医療助成等、他の助成制度との関係を必要に応じて説明し、子どもの医療費に係る区民の理解を高めるよう努めた。	子ども医療助成等、他の助成制度との関係を必要に応じて説明し、子どもの医療費に係る区民の理解を高めるよう努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	身体に障害のある児童等の自立を支援するため必要な事業である。

議(要旨)状況	
---------	--

	勘定科目			勘定科目	勘定科目		
	27年度	28年度	差額		27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費		49	行政収入	地方税		0
	物件費		0		国庫支出金		0
	維持補修費		0		都支出金		0
	扶助費		0		分担金及び負担金		0
	補助費等		0		使用料及び手数料		0
	減価償却費		0		その他		0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0		行政収入合計(a)		0
	賞与・退職給与引当金繰入額	18			行政収支差額(a)-(b)=(c)		67
	その他行政費用	0			金融収支差額(d)		0
	行政費用合計(b)	67			通常収支差額(c)+(d)=(e)		67
特別費用(g)		0	特別収入(f)		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	当期収支差額(e)+(h)		67		
備考	療育医療給付申請がなかったため補助費等にかかっていません。						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	申請件数	0	0	0	1	1	実績及び推計数値

問題点・課題	特別区に事務移管された平成12年度から28年度まで実績がない。国の法定事務であり、区に裁量の余地は少ない。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
	荒川区において実績が出た場合に備え、実施体制の検討をしていく。	荒川区において実績が出た場合に備え、実施体制の検討をした。	荒川区において実績が出た場合に迅速に対応できるようにする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	結核り患児の入院費用等を助成する事業である。申請はないが、制度が存続するため現状を維持する。

議(要旨)問状	
---------	--